

○玉野市有害鳥獣防止対策事業費補助金交付要綱

平成16年 3 月31日告示第42号

改正

平成22年11月10日告示第351号

平成23年2月4日告示第18号

平成24年3月30日告示第87号

平成25年3月22日告示第60号

玉野市有害鳥獣防止対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、イノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害を防止し、農業経営の安定を図るため、集落が行う有害鳥獣被害の防止の実施（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助金交付の対象となる事業者は、原則として水稻又は玉野市の重点作物について積極的な営農活動を展開しており、有害鳥獣による作物被害が著しいと認められる地区の自治会、農業団体、営農集団又は鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に規定する協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助対象費用及び構造)

第3条 補助金交付の対象となる費用は、前条に規定する事業者が、有害鳥獣被害を防止するために必要な被害防止施設（電気柵、トタン柵、ネット等）の整備にかかる新材の資材購入費とする。

2 補助事業の施工規模は、1か所当たり200メートル以上とし、その他の要件については、岡山県の定める農作物鳥獣害防止対策事業実施要領（平成13年岡山県農林水産部長通知農営第33号）に準ずるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める資材購入費の7割5分以内の額とする。

2 前項の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、所定の補助金交付申請書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の申請があったときは、当該申請の内容がこの要綱の定めに適合するかどうか審査し、適当であると認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

（交付決定の変更）

第6条の2 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、所定の変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る交付決定を変更するときは、その旨を所定の変更交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（事業報告）

第7条 補助事業者は事業完了の日から起算して1か月以内に、市長に所定の事業実績報告書とともに、購入資材の領収書等、事業の実施を確認できる書類（完了写真）を提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容の審査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため必要があると求められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

3 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の概算払及び精算払の請求）

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、所定の補助金精算（概算）払請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号に該当した場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助金交付後、申請事業以外の目的に補助金を流用した場合

（2） 虚偽の申請等不正な手段により補助金の交付を受けた場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 市長は、平成23年度実施事業に限り、補助対象事業が地域の安全・安心の確保に必要不可欠な事業であると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、資材購入費を上限として補助金を交付することができる。

3 市長は、平成24年度実施事業に限り、補助対象事業が地域の安全・安心の確保に必要不可欠な事業であると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、資材購入費を上限として補助金を交付することができる。

4 市長は、平成25年度実施事業に限り、補助対象事業が地域の安全・安心の確保に必要不可欠な事業であると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、資材購入費を上限として補助金を交付することができる。

附 則（平成22年11月10日告示第351号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月4日告示第18号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第87号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日告示第60号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

補助金の名称	交付の目的	交付の相手方	採択条件	補助金の額又は率	補助金の申請期限
玉野市有害鳥獣防止対策事業費補助金	有害鳥獣の被害防止施設を設けることによる農作物等の被害防止	被害地区の自治会，農業団体，営農集団又は協議会	1か所当たり200m以上であること。新材の購入であること。	資材購入費の7割5分以内	その都度